

グリーンホール田原敷地内キッチンカー等事業者募集要項

1 目的

グリーンホール田原の施設内及び敷地内において、キッチンカーや自走式移動販売車の設置、並びに食品や物品等の販売及びワークショップの開催を行うことにより、施設周辺におけるまちの賑わいを創出することを目的に、出店者を募集する。

2 概要

- ・場所：グリーンホール田原指定場所（四條畷市大字上田原1番地）
- ・出店期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日
- ・営業時間：水曜日（年末年始を除く。）他
午前9時から午後5時までの間（搬入・搬出時間を含む。）他
- ・区画：1区画 15㎡（奥行き3m×幅5m程度）
- ・出店料：屋外：100円/日
屋内：1000円/日
※敷地内電源を使用する場合は別途500円/日

3 応募資格

次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書を有する者、個人にあっては身分を証明できる者
- (2) 販売について、食品衛生法その他関係法令に基づく許可を必要とする場合は、その許可、資格等を有する者
- (3) 申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がない者
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「暴力団員等」という。)でない者、また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (5) キッチンカー等出店の場合は、生産物賠償責任保険（PL保険）又はそれに準ずる保険に加入している者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

4 注意事項

- (1) 事業者が発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。
- (2) 販売品目によっては、食品衛生法に基づく店舗の営業許可のほか、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (3) 販売品目は酒類を除くこと。

- (4) 事業者は、出店及び品物、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- (5) 販売物や看板等の設置にあたって、来館者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (6) 災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止となることがある。なお、中止により生じた事業者の損害について、市は賠償の責を負わない。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く）。
- (8) 庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く）。
- (9) 事業者の責において発生したゴミ・排水等は持ち帰ること。
- (10) 使用料については、使用日までにその全額を支払うこと。
- (11) 提供する容器等ゴミが出る場合は、事業者がゴミ箱を設置し回収すること。
- (12) 提供する容器等はエコ容器にするなど、出来る限り環境に配慮したものを使用すること。
- (13) 販売価格については公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること。
- (14) 出店中は区画ヘシート敷設等を行い、敷地の汚れ防止対策を行うこと。
- (15) 四條畷産食材及び、地域振興にかかわる商品の優先利用に努めること。

5 応募手続き

応募資格のある事業者は、下記の書類を提出すること

- 行政財産目的外使用許可申請書
- 誓約書
- 納税証明書
- 実施にあたり法令により必要となる許可、資格等の写し
- 生産物賠償責任保険（P L 保険）等の証明書の写し
- 車検証の写し（キッチンカーの場合）

提出先：四條畷市田原支所

住所 〒575-0014 四條畷市大字上田原1番地

TEL 0743-78-0175

メール tawara@city.shijonawate.lg.jp

応募の期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日

出店者の決定

応募多数の場合は、市内事業者を優先とし、別途協議のうえ出店者を決定する。また、出店機会を広く提供する観点や、販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて出店日等の調整を行うものとする。

要項制定日 令和8年3月30日